

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	宣誓書について「朗読」と有るが（第41条ほか）、事務職員による代読で保障を取っているつもりだろうが、全員が発声できない障害などを持っていたら、どうなるのか。それとも、障害者は事務職員になれないのか。どうせ調書に記載される事で証明となるのだから、署名捺印などの代替方法も用意すべきではないのか。	（参考人に宣誓書に署名させた上で行う）審判手続の事務を行う職員による宣誓書の朗読は、参考人が宣誓文言を述べることができないときの代替手段として改正前から行われていますが、参考人に宣誓をしたことを十分に自覚させる必要があるため、これを行わないこととするは適当でないと考えられ、また、他法令においても同様の取扱いとなっているため、原案のとおりといたします。
2	オンライン審問時における参考人の周囲の状況（画角外の第三者の有無）を確認する手順の明文化、または運用ガイドラインの策定を求めます。 規定案では、参考人が出頭する場所の要件として、陳述に不当な影響を与える者が在席しない場所であることが定められています。しかし、リモート環境ではカメラの死角（画面に映らない位置）に第三者が潜んで指示を出したり、圧力をかけたりする物理的リスクを排除できません。比較的容易な改善点として、審問開始前に「カメラを用いて部屋の全方位（360度）を撮影させ、室内に他の者がいないことを審判官が確認する」という確認手順を運用のガイドライン等に明記することを提案します。これにより、条文の修正を最小限に抑えつつ、陳述の客観性と実効性を大幅に向上させることが可能です。	オンライン審問時における参考人の周囲の状況の確認につきましては、個別事例ごとに実態に即して審判官が適当と認める方法により実施すべきものであり、ガイドライン等により画一的な処理を定めることは適当でないと考えられますが、御指摘の点につきましては、運用上、留意してまいります。
3	本改正案は、課徴金納付命令に係る審判手続をデジタル化し、電子書類やオンライン審問を可能とするものであり、行政手続の迅速化や利便性向上につながるものとして賛成いたします。 一方で、オンライン化を進めるに当たっては、公正性と情報セキュリティを十分に確保するための環境整備が重要であると考えます。 改正案では、オンラインによる審問を行う場合、第三者から不当な影響を受けない場所で実施することが求められています。しかし、実際には自宅等から参加する場合、画面の外に第三者がいたり、録音・録画や盗聴、通信環境の安全性などを完全に確認することは容易ではありません。	ウェブ会議による参考人・被審人審問を行うべき適当な場所については、様々な場所が考えられます。そのような場所が確保できない場合には、一定の場合であって審判官が相当と認めるときに限りウェブ会議による参考人・被審人審問を実施可能とされているため、原則どおり金融庁の審判廷で参考人・被審人審問を行うべきものと考えられ、これとは別に審問用の専用ブースを設ける必要性は、現時点では認められないものと考えております。

	ん。審問は事実認定に関わる重要な手続であるため、当事者だけでなく審判の公正性に対する社会的信頼を維持する観点からも、より安全な参加環境を整備することが望ましいと考えます。 そのため、オンライン審問を利用する者が希望した場合や、事件の内容に応じて必要と判断される場合には、裁判所、税務署、財務局、地方合同庁舎など、一定の警備体制と入退室管理が整った公的施設に専用ブースを設置し、利用できる仕組みを検討していただきたいと思います。 専用ブースでは、第三者が立ち入れない個室であることに加え、通信環境の安全性を確保し、利用前の設備点検や定期的な機器点検等により、不正な通信機器や盗聴機器が設置されていないことを確認できる環境が望ましいと考えます。また、必要に応じて職員や警備員が対応できる体制があれば、利用者も安心して審問に臨むことができます。 今後は金融庁だけでなく、様々な行政手続や司法手続においてオンライン化が進むことが予想されます。そのため、特定の機関専用ではなく、複数の行政機関が共同で利用できる安全なオンライン審問・面談ブースとして整備を進めることも、行政 DX の観点から有効ではないでしょうか。 デジタル化は利便性向上だけでなく、公正性や信頼性の向上も両立してこそ国民に安心して利用される制度となります。今後の制度設計や運用において、オンライン審問を支える安全な環境整備についても、ぜひ御検討いただければ幸いです。	
4	電子メールによる通知・送達において、メール不着時のセーフティネットや補助的な確認手順の整備を求めます。 デジタル化に伴い電子メールアドレスの届出およびメール送信による通知が規定されていますが、電子メールにはサーバーエラー、迷惑メールフィルターによる誤判定、アドレス変更の失念などによる不着のリスクが常につきまといまいます。メールの不着が原因で当事者が法的な不利益を被ることは避けるべきです。容易に行える改善策として、システム上に受領確認ボタンを	インターネットを利用した送達の方法における電子メールでの通知が届かない場合の対応につきましては、個別事例ごとに実態に即して対応すべきものであり、ガイドライン等により画一的な処理を定めることは適当でないと考えられますが、御指摘の点につきましては、運用上、留意してまいります。

	設置して当事者の到達確認を取る運用や、重要度の高い通知が一定期間確認されない場合には、届出のある電話番号への補助的な連絡やマイページ等へのアラート表示を併用する旨を、運用規程やガイドラインに盛り込むことを提案します。	
5	外国においてすべき公示送達の「通知」について、その具体的な手段や実効性をガイドライン等で明確にすることを求めます。 規定案では、外国においてすべき送達について、官報や新聞紙への掲載に代えて「公示送達があったことを通知することができる」とされています。しかし、公示送達は原則として相手方の所在が不明な場合等に行われるものであるため、「通知する」という行為が具体的にどのような手段（登録済みの最後のメールアドレス等）で行われ、どのように当事者の防御権を担保するのが不透明です。手続きの形骸化を防ぐため、「通知」の具体的な対象先や手段、Web サイト上での一定期間の公開など、当事者が公示送達の事実を覚知しやすくなるための具体的な運用基準をガイドライン等で明らかにすることを提案します。	公示送達については、本改正の施行後は、金融庁のウェブサイトにも所定の事項を表示するとともに、当該事項が記載された書面を金融庁の掲示場に掲示する等により行うこととされておりますが、これに加えて、外国においてすべき送達について公示送達があったことを通知するか否か及び通知する場合の方法は、個別事例ごとに実態に即して判断すべきものであり、ガイドライン等により画一的な処理を定めることは適当でないと考えられます。
6	利害関係人が持参した記録媒体の直接接続を廃止し、安全なオンラインストレージの利用または金融庁が指定・支給する媒体への限定を求めます。 規定案では、利害関係人が持参した記録媒体を金融庁設置端末に直接物理接続してデータを記録できる仕組みとなっています。しかし、民間から持ち込まれた USB メモリ等の媒体を行政機関の端末に接続させる運用は、マルウェア感染やサイバー攻撃、予期せぬ情報漏洩の重大なリスクを生じさせます。安全かつ容易に実行できる代替案として、文言を「利害関係人の使用に係る記録媒体」から「金融庁長官が指定する記録媒体、または金融庁が提供する安全な電磁的方法」へと変更することを提案します。運用面では、事前にウイルスチェックを施した金融庁支給の媒体を使用するか、安全なダウンロード専用オンラインストレージを介してデータを提供する運用とすべきです。	利害関係人による電磁的事件記録の複写の方法として、金融庁設置端末を用いて利害関係人の使用に係る記録媒体に記録する方法を認める趣旨は、システムの利用が困難な利害関係人による電磁的事件記録の複写を可能とすることにあります。 そのため、この方法を原案よりも制限することは、利害関係人の権利を不当に制約することになりかねず、適当でないと考えられますが、御指摘の点につきましては、運用上、留意してまいります。
7	意見の趣旨 本改正案が目指す課徴金納付命令に係る審判	貴重な御意見として参考にさせていただきます。

手続のデジタル化（電磁的記録の活用、映像・音声送受信による通話方法による審判、電子的な送達・閲覧等）について、是々非々の立場から意見を述べます。減税派として、政府支出の効率化と民間負担の軽減を最優先に考えます。デジタル化による行政コスト削減と事業者負担軽減は支持しますが、それが新たな負担増・不公平・政府権限拡大につながらないように、厳格な条件付きで進められるべきです。加えて、外国人（外国籍の個人・法人を含む）に対しても日本人と等しく公平に対応することを明確に求めるものです。 是（支持する点） 1. 行政コストと納税者負担の削減に資する 紙媒体中心の手続から電磁的記録・電子送達・ウェブ会議等への移行は、印刷・郵送・出張・保管コストを大幅に削減します。課徴金審判は行政処分前の慎重手続であり、手続効率化は政府側の人件費・物件費を抑える直接的効果があります。減税派の立場から、こうした「無駄の削減」は財政健全化の前提であり、将来の減税余地を拡大するものとして積極的に評価します。民間事業者（被審人）側も、移動時間・書類作成コストが減ることで、間接的な税負担感が軽くなります。 2. 迅速化による機会費用の低減 審判期日の柔軟化や記録の電子閲覧は、手続長期化を防ぎ、企業活動への影響を最小限に抑えます。経済活動を阻害しない行政は、成長促進・税収基盤強化につながります。 3. 時代適合性 民事訴訟手続のデジタル化の流れに沿っており、全体の行政DXを推進する点で合理的です。 非（懸念・改善を求める点） 1. コスト削減効果の「還元」が不明確 デジタル化で浮いた行政コストを、単に他の予算に回すのではなく、明示的に減税や歳出削減に充てる仕組みを設けるべきです。課徴金自体は「税金」ではありませんが、国庫に入る金銭負担であり、手続効率化が「徴収効率向上」だけに偏れば、実質的な国民・企業負担増を招きます。改正後の運用状況について、年間コスト削減額を公表し、財政全体の減税議論に反映させることを求めます。	
--	--

2. デジタルデバイドによる不公平の拡大 中小企業や個人被審人にとって、電子署名・電磁的記録・オンライン審判への対応負担が増える可能性があります。紙による手続を例外なく排除せず、当面は併存を義務付け、希望者に対するサポート（簡易ツール提供、窓口対応）を明確にしてください。弱い立場の者ほど相対的に負担が重くなるのは、減税派が重視する「公平な負担」に反します。 3. 外国人に対する等しい対応の明確化（最重要追加要望） デジタル化手続において、外国人（外国籍の個人・法人、在日外国人を含む）に対しても、日本人と等しく公平に対応することを内閣府令・運用指針で明文で定めるべきです。具体的には、 - 言語の壁を考慮した英語等の主要外国語による案内・様式の提供や、必要に応じた通訳・翻訳サポートの確保 - 海外在住者や外国法人に対する電子送達・ウェブ会議参加の実質的なアクセス保障（時差・通信環境を考慮した柔軟な運用） - 国籍や居住地による手続上の不利益・差別的取扱いの禁止 を明確にしてください。デジタル化が進むほど、外国人だけが手続から排除されたり、実質的に不利になったりするリスクが高まります。市場の国際化が進む中で、外国人を含めたすべての当事者に等しい手続保障を与えることは、公正な市場秩序と日本の国際的信用の維持に不可欠です。減税派の立場からも、特定の者だけに過剰な負担を強いる不公平は許容できません。 4. プライバシー・セキュリティと権限拡大リスク 電磁的事件記録の集中管理は利便性を高める一方、漏洩リスクや、将来的なデータ二次利用・監視強化の懸念を伴います。審判記録の保管期間・アクセス制限・削除基準を厳格に定め、過剰なデータ蓄積を防ぐ規定を追加すべきです。デジタル化が「より迅速・容易に課徴金を課せる環境」を生み、結果として課徴金額・件数が増加する方向にならないよう、運用監視を求めます。 5. 手続の本質的公正性の維持 映像・音声送受信による審判は「相当と認めるとき」に限定されていますが、被審人の意見聴取	
---	--

	を形式化せず、実質的な対審権を保障する運用指針を明確にしてください。効率化が「迅速処分優先」に流れないように、慎重さが必要です。外国人に対しても同様に、実質的な意見表明の機会を保障してください。 ### 結論と要望 本改正案の方向性（デジタル化による効率化）自体は、行政コスト削減・民間負担軽減の観点からは是とします。ただし、減税派として、 - コスト削減効果の定量的公表と財政還元の検討 - 紙手続の併存とデジタル弱者対策 - 外国人に対する日本人と等しい公平な対応の明文保障 - プライバシー保護と権限拡大防止の明文規定を条件に、是々非々で進められることを強く要望します。 デジタル化は「手段」であり、「目的」は国民・企業（外国人を含む）の負担軽減と公正な手続保障であるべきです。単に手続を電子化するだけでなく、それが真に「小さな政府」「低い負担」「国籍を問わない公平性」につながるよう、運用と財政全体の視点を忘れないでください。 以上、意見とします。
8	本内閣府令案の公表および意見募集にあたり、現在の日本社会を蝕む「深刻な格差の拡大」というすべての元凶に対する重大な懸念、および資本市場や投資家層ばかりを手厚く優遇する歪んだ政策姿勢に対する強い不信感から、以下の通り意見を述べさせていただきます。 第一に、現在進行形で広がり続ける経済格差の拡大こそが、社会の分断や少子化、国民生活のあらゆる閉塞感を生み出すすべての元凶であるという現実の直視です。日々汗水垂らして働き、重い税負担や物価高に苦しむ一般の労働者・生活者がいる一方で、株式等の金融取引や資本市場で巨利を得る階層ばかりを優遇・促進するような制度設計やルール整備は、格差に苦しむ国民感情を逆撫でするものであり、断じて容認できません。 第二に、行政や金融当局が注力すべきは、マネーゲームや大口投資家、特定の大企業をさらに利するための金融インフラの効率化や市場優遇の推進ではありません。最優先されるべきは、実

態経済を支える勤労者の生活防衛であり、税制や社会システムにおける徹底的な公平性の担保です。 第三に、資本市場のデジタル化や制度改正という名目の下で、一部の富裕層や金融事業者の論理ばかりが優先され、国民大多数の生活実感が置き去りにされる現状に強く反対します。これ以上の格差拡大を助長するような市場優遇の仕組み作りを直ちに改め、すべての市民が公正に報われる社会経済基盤の構築へと政策の舵を切ることを強く求めます。	
--	--